東京都板橋区公債償還公告

抽せんの結果、東京都板橋区公債を次のとおり償還いたします。

銘　柄	償還期日	償還金額	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
平成11年度第１回	平成21年11月25日	21,701万円	12～ 24 66～ 85 168～171 516～519	230～233 401 458～496 553～564	7～29 61～67 131	55～ 61 98～102 229～234
平成12年度第１回	平成21年11月25日	4,368万円	39 112～124 243～246	213～215 236～242 268～282	46～66	5 8

平成21年10月９日　　東京都板橋区

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢55～65歳位の男性、身長164㎝位で体格中肉、遺留品は現金62円、腕時計１個（ＡＬＢＡ製、３針、日付あり、シルバー色ベルト）

上記の者は平成21年６月２日午前７時頃、大阪府摂津市鳥飼下２丁目22番21号「妙薬寺」南東250ｍの淀川右岸にて、死亡し水中で発見されました。遺体は検視のうえ火葬に付し、遺骨は保管してありますので心当たりの方は当市福祉事務所まで申し出てください。

平成21年10月９日

大阪府　　摂津市長　森山　一正

公示送達

島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成21年10月９日

島田都市計画事業

島田中央第三地区土地区画整理事業

施行者　島田市

代表者　島田市長　桜井　勝郎

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名

北海道北見市北斗町三丁目10番７号

カーサシェルピア２－Ａ号

更科　尚子

①　権利の種別

一棟の建物番号　さんふーる

家屋番号　島田市字町並7968番３の605

所有権敷地権

②　敷地権の割合

1,000,000分の5,494

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

①　従前の土地

島田市字横井道上4928番７

宅地　207.37㎡

基準地積　211.81㎡

権利価額　13,649,350円

島田市字町並7968番５

宅地　211.27㎡

基準地積　215.78㎡

権利価額　17,184,403円

島田市字町並7973番１

宅地　266.58㎡

基準地積　272.29㎡

権利価額　10,514,523円

島田市字町並7978番１

宅地　651.15㎡

基準地積　660.90㎡

権利価額　39,900,092円

島田市字町並7983番３

宅地　908.09㎡

基準地積　918.68㎡

権利価額　65,609,508円

②　換地処分後の土地

島田市本通三丁目６番１

宅地　1,959.94㎡

権利価額　146,895,558円

③　徴収清算金　37,682円

所有権敷地権割合による徴収清算金　207円

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを静岡県島田市中央町１番の１島田市役所掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十一年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月九日

札幌市厚別区厚別中央三条一丁目一一番一一八号　株式会社エネッセル

代表清算人　庵原　登之

解散公告

当社は、平成二十一年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月九日

秋田県秋田市旭北錦町一番四二号

秋田銀行事務センター内

株式会社あきぎんオフィスサービス

代表清算人　夏井　邦夫

解散公告

当社は、平成二十一年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月九日

福島県福島市北矢野目字坂東一三番地の一三　株式会社北陽フリート

代表清算人　山本まきえ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月九日

千葉県習志野市谷津五丁目二六番一九号

東明興業株式会社

代表清算人　中村　哲雄

解散公告

当社は、平成二十一年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月九日

東京都足立区谷中二丁目一九番八号

栗原商店

代表清算人　栗原　幸次